

発議第1号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属及び常任委員会の名称等）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（常任委員の任期）

第2条の2 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が、任期満了の前に行われたときは、後任者の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第2項中「の委員」の次に「（以下「議会運営委員」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第2項中「の委員」の次に「（以下「特別委員」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2第3項の規定を準用する。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了の日前に行うことができる。

第14条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第27条第3項中「第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)」を「前3条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の常任委員会又は議会運営委員会の委員、委員長若しくは副委員長である者は、それぞれこの条例の施行の日以後最初に、改正後の三島市議会委員会条例(以下「新条例」という。)に基づく常任委員会又は議会運営委員会の委員、委員長若しくは副委員長が選任されるまで在任する。

3 この条例の施行の際現に従前の常任委員会又は議会運営委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新条例に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

平成25年2月19日提出

発議者 三島市議会全議員